

日常生活用具 《別表》

区分	種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい２級以上	腕、脚等の訓練できる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい１級（常時介護を要する者に限る）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい１級（常時介護を要する者に限る）	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい２級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）	障がい者を担架に乗せ、たまりフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい２級以上（下着の交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい２級以上（原則として学齢児以上の児童）	介護者が障がい者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く）	159,000 円	4 年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい	原則として付属のテー	33,100 円	5 年

		能障がい 2 級以上（原則として学齢児以上の児童）	ブルを付けるものとする		
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上（原則として学齢児以上の児童）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする者	入浴の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）	90,000 円	8 年
	便器	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	手すり付きのもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く）	9,850 円	8 年
	T 字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい 2 級以上	必要な強度と安定性を有するもの	4,725 円	3 年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	概ね次の性能を有すること ① 障がい者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ② 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）	60,000 円	8 年
	頭部保護帽	平衡機能又は下	転倒の衝撃から頭部を	12,160 円	3 年

		肢もしくは体幹機能障がい者、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい児（者）・精神障がい者	保護できるもの		
	特殊便器	上肢障がい 2 級以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く）	151,200 円	8 年
	火災警報器	火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円 （ただし、1 世帯に 2 台を限度とする）	8 年
	自動消火器	火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器	視覚障がい 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい 2 級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい 2 級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声などを視覚、触覚などにより知覚できるもの	87,400 円	10 年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者	障がい者が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者	障がい者が容易に使用し得るもの	56,400 円	5 年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000 円	10 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	① 呼吸機能障がい3級又は心臓機能障がいのある身体障がい者等で医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器を装着する者 ② 人工呼吸器が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	157,500 円	5 年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれ	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年

		に準ずる世帯)			
	盲人用体重計	視覚障がい 2 級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000 円	5 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	上肢機能又は視覚障がい 2 級以上	障がい者向けパーソナルコンピュータ周辺機器もしくはアプリケーションソフト	100,000 円	-
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者 (原則として視覚障がい 2 級以上かつ聴覚障がい 2 級) であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500 円	6 年
	点字器	視覚障がい 2 級以上	点筆付きであり、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	① 32 マス 18 行両面書真鍮板製 10,920 円 ② 32 マス 18 行両面書プラスチック製 6,930 円 ③ 32 マス 4 行片面書アルミニウム製 7,560 円 ④ 32 マス 12 行片面書プラスチック製 1,733 円	① ② 7 年 ③ ④ 5 年
	点字タイプライター	視覚障がい 2 級以上 (本人が就	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年

		労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る)			
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がい 2 級以上	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	① 89,800 円 ② 36,750 円	6 年	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障がい 2 級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	115,000 円	6 年	
視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年	
盲人用時計	視覚障がい 2 級以上（原則として、音声時計は、	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	① 解読時計 10,300 円 ② 音声時計 13,300	10 年	

	手指の触覚に障がいがある等のため解読式時計の使用が困難な者)		円	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は発生・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	71,000 円	5 年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900 円	6 年
人口喉頭	喉頭摘出者	① 笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの ② 電動式：顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	① 5,250 円 気管カニューレ付 8,505 円 ② 73,605 円	① 4 年 ② 5 年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障が	点字により作成された図書	町長が必要と認めた額	-

		い者			
排泄管理支援用具	ストーマ用 装具	ストーマ造設者 又は高度の排便 機能障がい者、 脳原性運動機能 障がい者かつ意 思表示困難者も しくは高度の排 尿機能障がい者	① 畜便袋：ラテックス 製又はプラスチック フィルム製で低刺激 性の粘着剤を使用し た密封型又は下部開 放型の収納袋 ② 畜尿袋：ラテックス 製又はプラスチック フィルム製で低刺激 性の粘着剤を使用し た密封型の収納袋で 尿処理用のキャップ 付 ③ 紙おむつ等（紙おむ つ、洗腸用具、サラ シ・ガーゼ等衛生用 品）	① 月額 9,030 円 ② 月額 11,865 円 ③ 主障がい別に①② 以内	-
	収尿器	高度の排尿機能 障がい者	① ② 男性用：ラテッ クス製又はゴム製、 採尿器と畜尿袋で構 成し、尿の逆流防止 装置を有するもの ③ 女性用普通型：耐久 性ゴム製採尿袋を有 するもの ④ 女性用簡易型：ポリ エチレン製の採尿 袋、導尿ゴム管付 （20 枚 1 組）	① 普通型 8,085 円 ② 簡易型 5,985 円 ③ 8,925 円 ④ 6,195 円	1 年
住宅改修費	居 宅 生 活 動 作補助用具	下肢、体幹又は 移動機能障がい 3 級以上（ただ し、特殊便器を 設置する場合は 上肢機能障がい 2 級以上の者）	住宅改修	200,000 円	原則世帯 につき 1 回（ただ し、障が いの重度 化等止む を得ない 場合を除 く。）

- 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じて取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号装置等を含む。
- 3 性能を満たす基準額以上の機器についても、基準額を超える部分の自己負担を前提に給付することができる。